

第5章 具体的施策の展開

I 子ども・若者

私たちは愛情に包まれて育ちたい

～子どもの権利・健やかな成長・自立する力～

1 こえを社会に届けたい

一人ひとりの子どもたちが、かけがえのないすばらしい存在として認められ、良い環境の中で育てられながら、子どもと大人がともに生きる社会を目指します。

(1) 子どもと若者の権利・社会参画の推進

(基本的な考え方)

子どもが一人の人間としてその意思が最大限に尊重され、自分の意見を表明することができ、自己実現を図ることができるような社会の実現に取り組みます。

また、子どもを保護の客体とするのみならず、「子ども市民」と捉え、権利の主体として、子どもの意思を施策に反映するため、子どもの参加・参画を図ります。

① 子どもと若者の権利を守る

【現状と課題】

子どもの最善の利益を考慮して、子どもの権利を尊重し、実現することを目的とした「児童の権利に関する条約」が平成6年に批准されました。

また、増加する児童虐待の防止のため、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。さらに、平成20年には「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、児童安全確認等のための立入調査の強化や保護者に対する面会・通信等の制限の強化等、児童虐待防止対策が強化されました。

県においても、平成21年に「青少年健全育成条例」を改正し、青少年を犯罪被害から守り、非行や不良行為を防止するための環境の整備を強化しています。また、平成26年には「千葉県いじめ防止対策推進条例」を制定し、積極的かつ効果的ないじめ防止等のための対策を実施しているところです。

しかしながら、児童虐待及び学校でのいじめ・暴力行為は依然として多く、少年非行などの問題行動、体罰、薬物乱用の低年齢化、児童ポルノなどの性の商品化など、子どもの人権をめぐる問題は複雑化・深刻化しており、更なる対策が必要とされています。

また、このような問題の要因の一つとして、大人が子どもを未熟な存在として支配的な意識を持ったり、保護や教育の対象としてのみ見ることによって、子どもの主体性や社会性の欠如を招いていることが考えられます。

様々な施策の中で、子どもを保護の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として認め、子ども自身が自分にはかけがえのない存在であると感じ、自立して生きていけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 子どもと若者の権利を守るための啓発を推進します。

- ①家庭における子育てを通じた人権教育の大切さを啓発するとともに、家庭への支援と学校教育等の充実を図ります。
- ②子どもに対する暴力・虐待の防止や、子どもの社会的自立に向けて、児童福祉機関、家庭、学校、地域社会が連携して子どもの保護・支援を推進します。
- ③障害のある子ども、外国籍の子どもなど、多様な子どもの人権問題に包括的に取り組む仕組みづくりを推進します。
- ④子どもの権利保護のため児童買春や児童ポルノ等、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止を図るとともに、子どもに対する人権意識を高めます。

2 子どもと若者の権利を守るための具体的な方法を推進します。

- ①すべての子どもが生命に対する固有の権利を有することを周知します。
- ②子どもたちが豊かな人権感覚や人権問題を解決しようとする実践的な行動力を身につけることを推進します。
- ③いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。
- ④子どもたちが「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、犯罪の被害に遭わないようにするための教育を推進します。
- ⑤子どもたちの人権を擁護し、相談者及び救済の申し立て者が不利益を被らないよう、子ども本人からの相談に適切に応じる体制の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
教職員の研修	学校教育に対する地域社会からの信頼を得るために、教職員の人権意識を高める研修を実施するとともに、人権教育推進のための資料を刊行し、教職員が児童生徒一人ひとりの個性を認め、共感的で、きめ細かな指導力を身に付けられるようにする。 (教育庁指導課)
子どもの人権学習	子どもたちが、教育活動全体を通して各教科等の特質に応じた人権について学び、豊かな人権感覚や人権問題を解決しようとする実践的な行動力を身につける。 (教育庁指導課)
大人の人権学習	学校教育や様々な組織・団体との連携を図りつつ体験や交流を重視し、子どもの人権に配慮した子育てのあり方について学ぶ。 (教育庁生涯学習課、教育庁指導課)
児童福祉施設等職員研修	児童養護施設等に入所する子どもの権利を守るために、施設職員に対して研修を行う。 (児童家庭課)
中核地域生活支援センター事業	子ども、障害者、高齢者など対象者の別にとらわれず、24時間・365日体制で福祉に関する総合相談や福祉サービスのコーディネート等を行う。 (健康福祉指導課)

子どもの権利ノート の作成	子どもの権利・参画のための研究会が提言した「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」にある「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、施設入所児童等に配布する。 (児童家庭課)
子どもの人権擁護 の啓発	相談者及び救済の申し立て者が不利益を被らないよう公正かつ適切に子どもの人権擁護を推進するため、相談機関を周知することにより啓発を図る。 (児童家庭課)
外国人児童生徒等 教育相談員派遣事 業	外国人の児童生徒等の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。 (教育庁指導課)
有害環境浄化等の 推進	青少年健全育成条例に基づき、書店、ビデオレンタル店等の有害図書等の区分陳列等や、カラオケ、インターネットカフェ、まんが喫茶、個室ビデオ店における青少年の深夜入場の禁止等の徹底について、立入調査や指導を実施する。 (県民生活・文化課)
青少年ネット被害 防止対策	子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るため、ネットパトロールや啓発活動を実施する。 (県民生活・文化課)
性的被害を中心と した福祉犯罪の取 締り強化	インターネット利用に起因する児童買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事犯の取締りを強化する。 (県警少年課)
フィルタリングの 普及促進に向けた 広報啓発活動	有害サイトへのアクセス制限機能であるフィルタリングの普及促進に向けた広報啓発活動を実施する。 (県警少年課)

② 子どもと若者の参画

【現状と課題】

小さい頃から発達の段階に応じた社会体験、自然体験、地域でのさまざまな活動に参画し、社会的自立のための基礎的な能力の育成を図ることが重要です。

特に、大人社会の入り口にいる中・高校生を地域社会の一員として受け入れる機会を創り出し、多様な世代と交流を深めることにより、大人となるための身近なモデルを発見し、実体験を通じて学ぶことにより、自立する能力の向上・発揮ができるようになります。

子どもたちを地域社会の一員として受け入れ、社会参画を促すためには、子どもたちが、十分に意思形成できるよう、あらゆる場面を利用して、子どもたち自身に関する情報を発信・提供する機会を設けることが必要です。

また、子どもや若者の発達の段階に配慮しつつ、大人が子どもと対等な意識に立って子どもの意見に耳を傾けるとともに、子どもが自らの意見を率直に表明できる機会を設けることが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 子どもへの情報提供を推進します。

- ①子どもたちが理解しやすい情報がいつでも入手できるよう、環境を整備します。
- ②子どもたちからの質問に答えられるよう、日ごろから、子どもの意識に立った対応を心がけます。

2 子どもや若者の意見・意思の反映を推進します。

- ①子どもや若者の意見を積極的かつ継続的にくみ上げるルール作りを推進します。
- ②保護者及び保育所、幼稚園、子育て支援拠点、放課後児童クラブ、学校等の関係者等に対し、講演会や研修等を通じて、子どもや若者の社会参画の促進を啓発し、家庭・学校・地域のあらゆる場で子どもや若者が役割を与えられ、所属感や貢献感を実感しながら育てる社会の構築を推進します。
- ③「子どもの自治活動」を支援していくとともに、社会が子どもの意見や人権を尊重する意識の醸成を図ります。

3 子どもや若者が子育て観や勤労観・職業観を養う機会を増やします。

- ①子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。
- ②子どもや若者が乳幼児と触れ合う機会の充実を図り、子育て観を育成します。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども向け情報の発信事業の充実	県政に対する子どもの興味を喚起し、理解を深めるため、子どもに対するホームページを拡充する。 (児童家庭課、県庁各課)
子ども・若者と協働して取組むキャンペーンの実施	児童虐待防止のためのオレンジリボンキャンペーンを始め、県が主催するイベントやキャンペーンの実施にあたっては、子ども・若者と協働して行い、子ども・若者の参画を推進する。 (児童家庭課・県庁各課)
心の教育推進キャンペーン(再掲)	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下に実施している。 (教育庁指導課)
親力アップいきいき子育て広場(再掲)	子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどについては、県内の「子育て相談」に対応している機関等をまとめ、広く情報を提供する。 (教育庁生涯学習課)
キャリア教育推進事業(再掲)	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術、就業を体験する講座を開設したり、子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施したりするなど、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。 (教育庁生涯学習課)

2 健康でいたい

すべての子どもたちの心と体の健やかな成長が守られるよう、妊娠・出産から乳幼児期を通して、母子の健康確保のための環境づくりを支援します。

(1) 子どもの健康

(基本的な考え方)

子どもが心身ともに健やかに成長・発達し、愛情に包まれた生活が送れるよう支援します。

① 子どもの健康の増進

【現状と課題】

子どもの心や身体の健康については、市町村や保健所において実施される乳幼児健康診査や健康相談、健康教育等において支援していますが、1歳6か月児健康診査の受診率95.3%（平成26年度）、3歳児健康診査の受診率92.2%（同）と、約1割が健康診査を受診していない状況です。

健康診査は、保護者の育児不安の解消を図るとともに、親や児童の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を早期に発見し、虐待の発生予防につなげる重要な場となっています。

利用者の立場に立った、よりきめの細かい支援体制を組み、受診率の一層の向上を図るとともに、未受診者の把握や健康診査で継続指導が必要と判断された親や児童の支援体制の充実を図ることが重要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の未受診児の状況把握	1歳6か月児健診 76.8% 3歳児健診 79.1% (H26年度)	100%

【施策の方向と具体策】

1 市町村が実施する乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けて支援します。

①乳幼児健康診査の内容や実施体制を更に検討し、子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な療育につなげる機能の充実を図るとともに、親子の心の相談機能、親の育児力の形成や育児中の親の交流の場としての機能も充実できるよう、情報提供や研修等により市町村を支援します。また、歯科健診についても第一大臼歯の虫歯予防や歯科疾患に係るハイリスク児童への適切な対応を推進するよう努めます。

②乳幼児健康診査の未受診者への対応については、未受診者の家庭にこそ問題があるという視点から、保健師のみならず地域の人的資源や医療機関等を活用して状況把握を行い、受診もれ、対応もれがないように関係機関の連携が図れるよう支援します。

2 特に療育の必要な子どもへの継続的な支援を行います。

- ①慢性疾患等により長期の療養生活を送る子どもとその親に対して、専門家による相談会や研修会などにより、療養生活上の知識や新しい情報の提供を図ります。
- ②市町村母子保健担当課、保育所、幼稚園等、子どもの養育に関わる機関の連携を強化し、心や身体に問題を抱える親子に対して一貫した支援を提供できるように努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
母子保健指導事業	母子保健関係職員の資質を向上するため、また、母子保健における推進員活動の意義を啓発し、母子保健の推進について協力を得るため、研修会を開催する。 母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図るため、母子保健連絡協議会(市町村)・母子保健推進協議会(保健所)等を開催する。 (児童家庭課)
母子専門相談(長期療養児健康相談事業、長期療養児療育指導事業、療育相談事業)の実施	精神・運動発達面に障害を来し、将来、長期の療養を余儀なくされる恐れのある児童(自閉症やADHD、LD等の発達障害を含む)について、医師、保健師、臨床心理士等が集団指導や個別相談に応じることによって、障害を早期に把握し、児童の健全な発達を促進する。 (児童家庭課)
先天性代謝異常検査等の実施	尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害などの症状を来す心配があるため、新生児期に血液検査を行い、早期に発見、早期に治療を開始することにより、障害の防止を図る。 (児童家庭課)

② 食育の推進のために

【現状と課題】

ライフスタイルの多様化により、食生活が乱れ、栄養の偏りや肥満・過度の痩身の増加、若年層を含めた生活習慣病の増加等、「食」に起因する健康上の問題が深刻化しています。

県では、平成25年1月に第2次千葉県食育推進計画「ちばの恵みで まんてん笑顔」を策定し、『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かなひとづくり」を基本目標に、食育を地域に根ざした県民運動として推進しています。

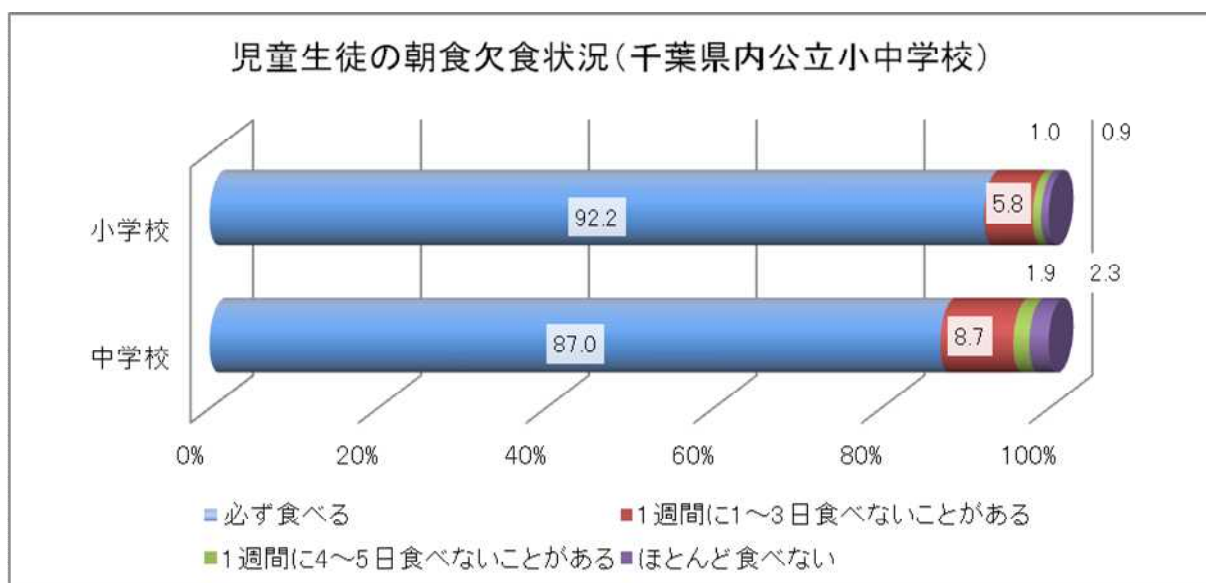
食に関する正しい知識、郷土の味や食文化を、様々な体験を通して学ぶことで、自分の食を大事にした生活の基本を身につけ、健康な身体を育てていくことが大切です。

食育の推進に当たっては、家庭での取組が重要ですが、家庭においては、食育の知識が不足していたり、調理をする力が不足していたりという状況も見受けられます。そこで、学校・地域等において食を学ぶ多様な機会を設けるなど、社会が家庭を支えながら食育を推進していく必要があります。食育は健康・教育・農業など幅広い分野にまたがる裾野の広い取組みであることから、地域の各分野で活動されている方々が連携・協働して支援していくことが重要です。

また、食生活を支える歯・口腔の健康づくりも重要ですが、一般に学校検診において、年齢が増すとともにむし歯数が増加しています。むし歯が多い子は、その後さらにむし歯が増加する傾向がみられ、歯の状態の良い子と悪い子の格差が増しています。

そこで、むし歯の予防や治療の促進、歯周病の予防など広く口腔全体の健康づくりを進めるとともに、しっかり噛んで食べることを通し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

(関連データ)



(平成26年学校給食実施状況調査)

【施策の方向と具体策】

1 子どもの健康的な生活習慣形成の取組を推進します。

- ①将来の生活習慣病予防のため、地域、学校、企業、団体等と連携して、子どもや子どもを取り巻く世代が適正な食生活を実践できるよう環境を整備します。また、健康づくりや生活習慣の改善に取り組む人材の育成・資質向上を図ります。
- ②「何をどれだけ食べたらよいか」をわかりやすく伝えるため、「グー・パー食生活ガイドブック」を作成しました。このガイドブックを活用し、望ましい食生活を実践するための正しい知識の普及を進めます。
- ③「食べる」機能が十分に発揮されるよう、歯・口腔の健康を保つ歯科保健分野を含めた食育の取組を推進します。

2 学校・家庭・地域が連携して、農業体験や郷土料理教室など体験活動を取り入れた効果的な食育を推進します。

- ①「ちば食育ボランティア」の活動を推進し、農業体験、郷土料理教室、親子料理教室など、多様な体験の場を提供します。
- ②「ちば食育サポート企業」による「学校参加型食育体験プログラム」を提案し、企業などによる出前授業や工場での体験・見学、調理実習など、学校と企業が連携した食育活動を推進します。
- ③食について楽しく学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食習慣を身に付け、郷土の食文化についての理解や食に関わる人に感謝するなどの豊かな心をはぐくむため、計画的・継続的・組織的に食に関する指導の充実を図ります。
- ④学校給食の食材として千葉県の地場産物を活用し、より安全・安心な給食の普及・定着を図るとともに、学習と結びつけた効果的な食育を推進します。

事業名	事業の内容(担当課)
ちば食育活動促進事業	「食育」を推進するため、推進体制の整備、民間と行政が連携した食育の推進、学校教育や地域で郷土料理などの調理実習や農業体験の受け入れなどを行っている「ちば食育ボランティア」の活動促進、「ちば食育サポート企業」による食育体験プログラムの提供などの事業を実施する。 (安全農業推進課)
食からはじまる健康づくり事業	ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、市町村や施設等の関係機関における連携と食育活動の充実を支援する。 (健康づくり支援課)
いきいきちばっ子食育推進事業	学校における食育を推進するため、各地域に栄養教諭を中心とした食育指導推進委員を置き、食に関する指導の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した食育事業を実施する。 (教育庁学校安全保健課)
千葉の食文化まるごと体験	「郷土食講座」などを実施し千葉の食文化に関する理解促進を図る。 (教育庁文化財課)

③ 小児医療体制の充実

【現状と課題】

小児救急医療については、小児が自分の症状を的確に伝えられないことが多いこと、核家族化に伴い子どもの健康に関する祖父母等の経験が活かされなくなってきたこと、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気づくのが遅い時間帯になっていることなどから、多くの軽症患者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大しています。

また、現在、県の小児科医の数は人口10万人に対して10.0人（平成24年度）であり、全国平均12.8人（平成24年度）に比べて低い状況であり、救急医療体制を含め小児医療体制の充実は重要な課題となっています。

【施策の方向と具体策】

1 子どもの病気について、保護者への情報提供を推進します。

- ①子どもの病気について保護者へ情報提供するとともに、小児救急電話相談体制を整備し保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。
- ②かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及を図ります。
- ③子どもの医療費助成制度に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。

2 小児医療体制の充実を図ります。

- ①二次医療圏単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる小児救急医療支援事業を実施します。
- ②広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院運営事業を実施します。
- ③千葉県こども病院をはじめとする全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院及び救命救急センター11箇所において小児の三次医療を実施します。
- ④修学資金制度や研修資金制度などの活用により、小児科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。
- ⑤子どもを感染症から守るために、予防接種の市町村の相互乗り入れを促進します。

3 医療を必要とする子どもを支援します。

- ①子どもの医療費助成を実施します。
- ②小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する小児慢性特定疾病医療支援事業を実施します。
- ③結核児童療育医療など、特に医療を必要とする子どもの治療費の負担を軽減します。

事業名	事業の内容（担当課）
小児救急医療体制の整備	<p>小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子手帳別冊で広く情報を提供する。（医療整備課・児童家庭課）</p> <p>1 初期救急医療体制（医療整備課） 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。</p> <p>②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施する。</p> <p>2 第二次救急医療体制（医療整備課） 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次医療救急患者を受け入れる。</p> <p>②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対し助成する。</p> <p>3 第三次救急医療体制（病院局・医療整備課） 県こども病院及び各地域の救命救急センターで、重篤救急患者を受け入れる。</p>
小児救急医療啓発事業	<p>子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。（医療整備課）</p>
小児救急電話相談事業	<p>夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言及び指示を行う事業を実施する。（医療整備課）</p>
子ども医療費助成事業	<p>子どもの医療費について、一定の条件の基に助成を行い、保護者の負担の軽減を図る。（児童家庭課）</p>
小児慢性特定疾病医療支援事業	<p>児童の慢性特定疾病は、治療が長期にわたるため、国で定めた14疾患群について治療研究を推進し、その医療の確立・普及を図るとともに患者家族の医療費負担の軽減を図る。（児童家庭課）</p>
結核児童の医療の給付事業の実施	<p>結核の児童に対して入院治療に係る医療の給付を行うとともに、学習及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。（児童家庭課）</p>
予防接種の市町村相互乗り入れの促進	<p>子どもを感染症から守るために、予防接種の市町村の相互乗り入れを促進する。（疾病対策課）</p>

3 社会で生きる力をつけたい

子どもたちが、社会の一員としての責任を自覚し、心身ともに健康で、個性を伸ばしながら、ライフスタイルに応じて自己実現を達成できるよう、他者を思いやる温かい心、望ましい社会性や倫理観、さらには地域社会や環境に主体的に働きかけていく力の育成を目指します。

(1) 自立する力の基盤の育成

(基本的な考え方)

子どもたちが心身ともに健やかに育ち、生きる力を発揮し、自立した若者へと成長できるように、人間形成の基盤となる教育・保育の充実を図ります。

① 就学前の子どもの教育・保育の充実

【現状と課題】

就学前児童は、主に保護者の働き方により、幼稚園（全就学前児童数の30.5%）、保育所（同27.3%）、家庭での保育（同42.3%）と分かれており、特に、5歳以上児の64.2%が幼稚園、32.2%が保育所で養育されています。幼児期は人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、自分に責任を持ち、他人を思いやることができる心をはぐくむ教育など、幼児教育の一層の充実が求められています。子どもたちの置かれている状況に関わらず、すべての子どもたちが教育を受けることができるよう支援の充実を図る必要があります。

また、女性の社会進出や雇用・就業形態の多様化の進展により、就学前の児童にかかる教育、保育の社会的需要は質・量ともに増大しています。このため、保護者が必要なときに、必要なだけの保育サービスを受けることができる体制を整備することが必要です。

さらに、育児に不安や負担を抱える子育て家庭に対し、幼稚園や保育所が地域における子育て支援の拠点となり、育児相談の実施や交流の場の提供など、施設や機能を活用した子育て支援の充実を図ることが重要となっています。

【施策の方向と具体策】

1 良好な教育環境を確保するため、私立幼稚園への助成の充実を図ります。

①私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。

2 保護者の就労状況等、ニーズにあわせた保育環境の充実を図ります。

①年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。
②一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

3 幼稚園や保育所が地域における子育て支援の拠点となるよう推進します。

- ①幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。
- ②市町村が実施する保育所等の子育て支援拠点の質の確保と普及を図るとともに、平成27年度より開始した子ども・子育て支援新制度のもと、各種事業を推進していきます。

事業名	事業の内容(担当課)
私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対して補助する。 (学事課)
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)
地域子ども・子育て支援事業	地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、地域子ども・子育て支援事業(13事業)の促進を図る。 ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 等 (児童家庭課)
子育て支援活動推進事業	保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業を行い、幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)

(2) 社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成

(基本的な考え方)

子どもが「自ら学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する能力」や「他人を思いやる心、たくましく生きるための健康・体力や精神力」といった生きる力を身に付け、自立した社会の一員として成長することができるよう支援します。

① 心の教育のかなめとなる道徳教育の充実

【現状と課題】

家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子どもたちに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲や態度の低下といった問題を招いており、心の活力の低下が懸念されています。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、他者と個の関係や共生について考えを深めることが望まれます。

こうしたことから、子どもたちに人間としての在り方を考えさせ、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性や道徳的実践力を育成することが大切です。

また、学校の教育活動全体を通じて、子どもの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、自然を大切にし、環境を守ろうとする姿勢などを育てていく必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
学校評価における保護者アンケートにおいて、「子どもの様子(規範意識や協調性)」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	87.2% (H25年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

1 豊かな人間性を育む千葉ならではの道徳教育を展開します。

- ①家庭や幼稚園、保育所等関係機関との連携を図り、基本的な生活習慣や規範意識、生命を大切に思う心などを身に付ける取組を推進します。
- ②学校の全ての教育活動において、「道徳の時間」を要として、「道徳教育の手引き」を活用した子どもの発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。

2 郷土と国を愛する心を育てるための教育活動を推進します。

- ①次代を担う子どもたちが我が国の伝統文化や歴史、風土に対する関心や理解を深め、尊重する態度を身につけるとともに、郷土や国について発言することができる力を育むための教育活動を充実します。

3 社会の一員として必要な力を育む教育と五感を通して学ぶ体験活動・ボランティア活動を推進します。

- ①子どもたちが将来、社会の一員として主体的に参画していくために、社会の様々な事象に興味や関心を持ち、課題を共有し、他者と協働して解決していく態度を育てます。また、あいさつ・礼儀作法等の基本的なマナーや、法律や通貨の仕組みなどの社会のルールに関する学習活動を推進します。
- ②子どもたちが家族や周りの人たちの支えに感謝し、相手を思いやる心を持ちながら、社会の一人としての自覚を持ち、責任を果たすために必要な資質を身に付けることができる体験活動の充実を図ります。
- ③ボランティア活動などの社会参画体験を通じて、子どもたちが自己の在り方・生き方を見つめ直すとともに、社会の中で生きる力の育成を図ります。

4 暴力行為やいじめをなくす教育を推進します。

- ①全ての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると認識」し、発達段階に応じて好ましい対人関係を築く力を養います。
- ②いじめの早期発見、相談及び情報収集体制の充実、学校の教職員をはじめとした人材の確保及び資質の向上等の施策を進め、管理職を中心とした組織的、統合的な取組や、自尊と敬愛の心を育てる教育を充実させます。
- ③暴力行為やいじめなど、支援を必要とする児童生徒や家庭に対して、教職員と連携して問題解決に取り組むため、学校へのスクールカウンセラー等の専門的知見を有する人材の配置を促進し、子どもや家庭に対する相談支援体制を充実します。

5 人権を尊重し、あらゆる不合理な差別を許さない教育を推進します。

- ①いじめ、命の大切さ、思いやりの心、人権、規範・マナー等をテーマに公立小・中・高等学校、特別支援学校で実施している「いのちを大切に作るキャンペーン」の取組を推進します。
- ②子どもたちが情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
道徳教育推進プロジェクト事業	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、『いのち』のつながりと輝きをテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、千葉県らしい道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。 (教育庁指導課)
心の教育推進キャンペーン	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下に実施している。 (教育庁指導課)

「ちば・ふるさとの学び」テキストの活用促進	中学生が郷土の良さについて学び、生き方を考える「ちば・ふるさとの学び」テキストの活用のあり方について、活用推進校における実践事例等を報告し、全県での活用を促進する。 (教育庁教育政策課)
通学合宿への支援(再掲)	通学合宿は、子どもたちが地域の公民館等に2泊から6泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うものである。自立心、社会性、自主性、協調性を伸ばすとともに、地域の人が活動に関わることにより、地域で子どもを育てる意識を高める効果があることから、県内各地で広く実施されるよう支援する。 (教育庁生涯学習課)
さわやかちば県民プラザにおける「学習研修事業」「交流事業」	さわやかちば県民プラザにおける「学習研修事業」の一環としてボランティア体験講座などを実施し意識の向上を図るほか、「交流事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を活用し、子どもチャレンジプロジェクト事業・ヤングパワームーブメント事業を実施するとともにボランティア活動に関する情報の収集・提供・相談・ネットワークの推進を行う。 (教育庁生涯学習課)
スクールカウンセラー等の配置	児童生徒の相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を小・中学校及び高等学校等に配置する。 (教育庁指導課)
人権を尊重しあらゆる不合理な差別を許さない教育の推進	人権に関する教職員研修の在り方や保護者への啓発方法等についての検討、学校人権教育指導資料の配付等を通して、人権を尊重し、不合理な差別を許さない教育を推進します。 (教育庁指導課)
いのちを大切にす るキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため、各学校において取り組むことを推進している。 (教育庁指導課)

② 学ぶ意欲、学ぶ力、活用する力の向上

【現状と課題】

今後の変化の激しい社会を生き抜くための基盤として、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成することが求められています。

このうち、「確かな学力」を育成するためには、繰り返しや習慣化を重視して基礎的・基本的な知識・技能を習得させることが必要です。

さらに、五感を使った体験活動を通して、思考力・判断力・表現力等を育成していくことも重要です。

子どもたちが驚きや疑問、感動に出会い、問題意識が子ども自身に生まれてくるような課題解決型の授業を展開することなどにより、子どもたちが主体的に学びたい、意欲的に取り組みたいという状況をつくり出し、学びの推進に努める必要があります。

また、若者の社会人としての基礎的資質・能力の低下や勤労観・職業観の未熟さ等による早期離職や、ニートやフリーターの増加が社会問題として指摘されており、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成し、子どもたちの勤労観・職業観を高めることが求められます。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
全国学力・学習状況調査において「勉強が好き」と答えた児童生徒の割合	小学6年生 国語64.2% 算数63.0% 中学3年生 国語59.0% 数学58.1% (H26年度)	小学6年生 70%以上 中学3年生 60%以上
学校評価における保護者アンケートにおいて、「学習指導」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	80.9% (H25年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

1 確かな学力の育成を推進します。

- ①今後も続く、変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくために必要な、基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得を図ります。
- ②学んだ知識や技能を様々な領域で活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、さらに、主体的に学習に取り組む態度を含めた学力を育成します。

2 読書県「ちば」を推進します。

- ①乳幼児期から読書に親しむ機会の充実を図ります。
- ②学校図書館の整備など、子どもたちが自主的に読書に親しむことができる環境整備を推進します。

3 豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を推進します。

- ①「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むため、実施している「豊かな人間関係づくり実践プログラム」について各学校の実態に応じて展開できるよう、取組を支援します。

4 系統的なキャリア教育を推進します。

- ①子どもたちの発達段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成します。

5 環境学習を促進します。

- ①主に子どもを対象とした体験型の環境講座を開催するなど、主体的な学びを推進し、子どもたちの環境を守る知識や意識を高めます。また、環境学習に関する情報の提供や、教員を対象とした指導者養成講座の開催、学校や地域の学習会、研修会等への支援などにより、広く環境教育の推進を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実のため「県内小中学校に対する学習ガイド」の作成・活用	小学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容について、児童が様々な場面で取り組める学習教材である「ちばっ子チャレンジ100」及び児童がつまずきやすい学習上の要点を集め、その克服のための「学びの突破ロガイド」の活用を促進する。また、中学校においては「ちばのやる気」学習ガイドと併せて、それに準拠した評価問題をウェブ配信し、活用の促進を図る。 (教育庁指導課)
子どもの読書活動推進事業	千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)に基づき、乳幼児から読書に親しむ機会の充実と子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備に向け、子どもの読書活動啓発リーフレットの配布や子ども読書の集い、公共図書館と学校の連携を図るための研修会、読み聞かせボランティア入門講座等を開催する。 (教育庁生涯学習課)
キャリア教育推進事業(再掲)	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術を体験する講座を開設したり、子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施したりするなど、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。 (教育庁生涯学習課)
高等学校と大学の連携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、すべての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍するすべての生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやすい環境を整備する。 (教育庁生涯学習課)

③ 健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

千葉県の子どもたちは、体力、運動能力では全国では上位にありますが、運動する子としない子の二極化が進み、体育の授業以外で全く運動をしない子どもも多く存在するなど、子どもの体力は確実に低下しています。

健康や体力は「生きる力」の基本であり、子どもたちに「健やかな体」を育むことが大切です。運動をしない子どもをゼロにするとともに、生涯を通してスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められています。

また、子どもたちに健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身につけさせるための保健教育の充実が求められます。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
小学校における新体力テスト(8種目80点)の平均点	49.5点 (H26年度)	50.0点

【施策の方向と具体策】

1 生活習慣の向上と健康・体力づくりへの取組を推進します。

- ①豊かな人間性やたくましい体を育みながら生涯にわたって生活全体を自律的に管理できる生活習慣を身に付けられるよう、子どもたちの健康・体力づくりを推進します。
- ②学校における体育・保健体育の授業などにおいて、子どもたちが仲間と楽しく協力しながら目標に向かって運動することを通じて、体力向上を図ります。
- ③技術講習や安全講習に加えて、人間的な豊かさの育成に資する講習を開催するなど、指導者の養成と資質向上を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプランの推進	子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちを持たせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小学校・中学校・高等学校における健康づくりを推進する。 (教育庁学校安全保健課)
いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながらリレーや長縄とび、馬とびなどの運動を行うことにより、積極的な外遊びや運動を奨励するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで好ましい人間関係や社会性を育成することをねらいとしている。また、各学校の記録を公表・表彰し、児童生徒の運動への意欲を更に高め、子どもたちの体力の向上を図る。 (教育庁体育課)

(3) 学校を核とした、家庭・地域教育力の向上

(基本的な考え方)

「地域の子どもは地域みんなで育てる」という考えのもと、家庭と地域の教育力向上に取り組むとともに、学校を中心とした地域づくりを推進します。

① すべての教育の原点である家庭教育力の向上

【現状と課題】

核家族化や都市化の影響などにより、身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の親が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっています。こうした中、全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められます。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
「全国学力・学習状況調査」において、「家の人と学校の出来事について話をしている」と答えた生徒の割合	72.8% (H26年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

1 家庭・学校・地域が連携して、家庭教育への支援を行います。

- ①地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における親の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の親を孤立させないサポート体制づくりを進めます。
- ②学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、親の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
学校から発信する家庭教育支援プログラム普及啓発事業	<p>子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭の家庭教育力の向上を図るため、県内全ての保育所・幼稚園・小学校・中学校及び高等学校に配布された「学校から発信する家庭教育支援プログラム」について、現状に合うプログラムの見直しについての検討を行い、更新をしていく。状況に応じたプログラムの活用を促進するためにリーフレットを作成し啓発を図る。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
企業と連携して取り組む家庭教育支援啓発事業	<p>県内の企業の協力を得て家庭教育支援資料の社内掲示や配布及び社内研修の場を活用した子育て支援講座の取組を通し、家庭教育の啓発を図る。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
親力アップいきいき子育て広場	<p>子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどについては、県内の「子育て相談」に対応している機関等をまとめ、広く情報を提供する。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>

② 人と人のきずなを育てる地域教育力の向上

【現状と課題】

少子化、核家族化、都市化などの進展により、地域の教育力の低下が指摘されています。

地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室などを活用した「放課後子供教室」の取組により、子どもたちと地域の方との交流活動が盛んになりつつある一方で、子ども会などの団体数は減少しています。

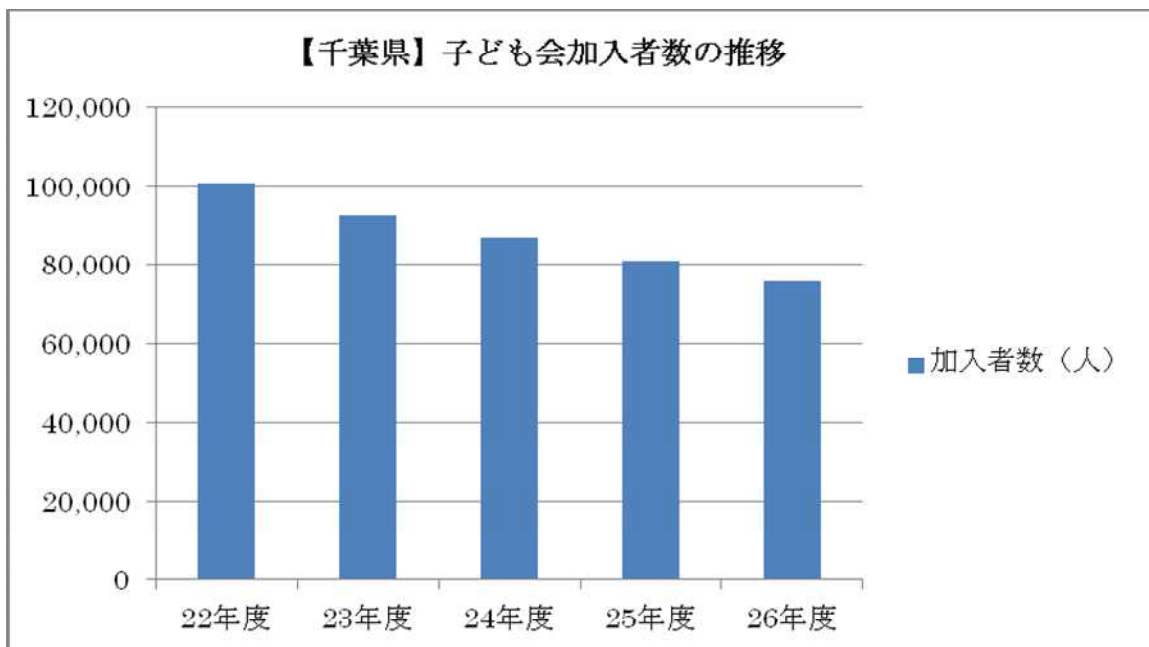
子どもたちの学びを支援するためには、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが相互に連携し、学校における多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められています。

また、地域住民の絆を深め、つながりや支え合いにより地域コミュニティを形成し、地域とともに歩む学校づくりを推進していく必要があります。

このため、学校の教育活動への様々な人材の活用を推進するとともに、学校と地域を結ぶ人材を引き続き育成していく必要があります。

そして、市町村や私立学校、大学等の高等教育機関、民間団体等との連携を密にして、地域の教育力の向上につなげることが大切です。

(関連データ)



「加入者数」は「千葉県子ども会育成連合会」に加入している子ども会所属の、未就学児（3才から5才）、小・中学生、高等学校生の合計である。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
学校評価における保護者アンケートにおいて「学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境が整っている」と回答した保護者等の割合	85.4% (H25年度)	増加を目指します
放課後子供教室の実施対象校数	173校 (H26年度)	225校

【施策の方向と具体策】

1 学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援を推進します。

- ①学校における日々の教育活動や、放課後子供教室、放課後・土曜日等の教育活動において、地域住民や専門的知見のある企業・団体関係者などの地域人材を積極的に活用することにより、子どもたちの多様な学びを実現するとともに、地域における教育の質の向上を図ります。
- ②学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、地域コーディネーターなどの学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
地域とともに歩む学校づくり推進支援事業	市町村教育委員会、PTA、地元企業等の支援団体の協力を得て、学校と地域との連携を図り、市町村ごとに、地域全体で、学校教育を支援する体制づくりを推進する。 (教育庁生涯学習課)
県立学校における「開かれた学校づくり委員会」設置事業	学校評価ガイドラインに基づく学校評価を実施するとともに、保護者や地域住民などが、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するため、保護者や地域住民等からなる「開かれた学校づくり委員会」をすべての県立学校に設置する。 (教育庁生涯学習課)
「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の実施	県内の公立小・中・高・特別支援学校を単位に、学校、家庭、地域が連携した教育環境づくりを目指し、教職員、地域住民が自由に参加し、教育に関する様々な課題について本音で意見交換を行う。 (教育庁生涯学習課)
県立学校の開放の推進	県民の生涯学習・生涯スポーツの機会を提供するため、県立学校施設の開放や県立学校開放講座を行い、学習・スポーツの機会の拡充を図るとともに、県立学校における開かれた学校づくりを進める。 (教育庁生涯学習課・教育庁体育課)
放課後子供教室推進事業	小学校の余裕教室などを活用して、安全で安心して活動できる子供の居場所を設け、地域住民の参加を得て、子供を対象に、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を推進する。 (教育庁生涯学習課)

通学合宿への支援	<p>通学合宿は、子どもたちが地域の公民館等に2泊から6泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うものである。自立心、社会性、自主性、協調性を伸ばすとともに、地域の人が活動に関わることにより、地域で子どもを育てる意識を高める効果があることから、県内各地で広く実施されるよう支援する。</p> <p>(教育庁生涯学習課)</p>
-----------------	---

(4) 次代の親の育成

(基本的な考え方)

子どもや若者に、学校や地域での様々な場を活用して、かつては多世代で構成する大家族の中で、親から子へ、子から孫へと世代を越えて、自然に受け継がれてきた生命の大切さや生命を育むことの喜び、家庭の果たす役割や意義などを伝え、次代の親を育てます。

① 生命の大切さや家庭の役割についての理解

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行により、かつては大家族の中で親から子へ、子から孫へと世代を超えて、自然に受け継がれてきた生命の大切さや生命を育むことの喜び、家庭の果たす役割や意義などを伝えていくことが困難になっています。また、中・高校生や若者の身近に、小さい子どもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しています。

このため、学校や地域において、子どもたちが小さいときから、乳幼児と触れ合うことのできる機会を増やすとともに、子どもを生み育てることの喜びや意義、生命の尊さ、小さい子どもをいたわる気持ち、生命の継承の大切さ、家庭の役割の理解を深める取組や教育を推進し、次代を担う子どもを育てることのできる親を育成することが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 異年齢の交流機会を増やし、人とのつながりを大切にする心を育てます。

- ①中学生や高校生などが将来、親になることの意義や重要性について学ぶとともに、乳幼児とその親に触れ合う活動などを通じて、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子どもを育てる意義等について学ぶ機会の充実を図ります。
- ②市町村が設置する地域の子育て支援拠点等を活用し、夏休みなどを利用した継続的な育児ボランティアの受け入れとその情報提供や、親子で参加できる教室及び子育ての講演会の開催等を推進します。
- ③若い世代に向けて、子育ての意義等について積極的に広報や啓発活動を行います。

2 男女が相互協力のもとに、安心して子どもを生み育てることができるよう、男女共同参画社会への理解と主体的な取組を促進します。

- ①男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

3 学校教育の場や地域での活動を通して自他ともに尊重し命を大切にすることを推進します。

- ①人と人、人と社会、人と動物、自然などの豊かなふれあいを通じた学習活動の充実を図り、子どもたちの自分と自分を取り巻くものとの関わりやつながりへの理解を深め、生命や動物、自然を大切にする心や高齢者など他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心を養います。
- ②学校教育の場で自立を支援する取組を積極的に進め、自立志向、社会参画意識を持った人間の育成を目指します。また、学校以外の場、例えば子ども会の運営などにおいても、子どもの自主性を大切に活動を支援します。
- ③地域における様々な体験活動、文化活動、地域活動等への子どもや若者の参画の推進を図ります。
- ④大人の生き生きとした姿、真剣に取り組む様子を子どもに見せる場面を作ります。
- ⑤職業面での男女共同参画を進めるとともに、家事・育児等の女性の負担が大きいことを踏まえ、仕事・家事・育児・介護等への男女共同参画を実効的に進めるための意識啓発を学校教育の場から進めていきます。

事業名	事業の内容(担当課)
幼稚園教育指導資料集の作成	幼稚園教育課程の編成の在り方やその効果的な実施について具体的な事例を掲載した指導資料を作成し、県内の幼稚園等に配付する。 (教育庁指導課)
親力アップいきいき子育て広場(再掲)	子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどについては、県内の「子育て相談」に対応している機関等をまとめ、広く情報を提供する。 (教育庁生涯学習課)
男女共同参画地域推進員事業	本県の男女共同参画をより効果的に推進するためには、地域の特性を踏まえた男女共同参画の取組を促進することが重要である。そこで、県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。 (男女共同参画課)
男女共同参画センターにおける学習研修事業	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。 (男女共同参画課)
心の教育推進キャンペーン(再掲)	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下に実施している。 (教育庁指導課)

② 次代の親を育てる健康教育

【現状と課題】

本県の20歳未満における人工妊娠中絶件数は平成20年には674件であり、平成25年は610件と減少傾向が続いていますが、20歳未満における人工妊娠中絶は母体への影響、特にその後の妊娠・出産への影響が大きいことから、性に関する正しい知識の働きかけをさらに継続していく必要があります。

また、性感染症罹患者の低年齢化、過激なダイエット等による健康障害等も思春期世代の健全な心と体の育成にとって無視できない問題です。近年の情報化社会の中で、思春期の子どもは、情報の確かさがあいまいなまま、適切な取捨選択を行う前に自分の生活様式に取り入れ、その影響を受けやすい傾向にあります。

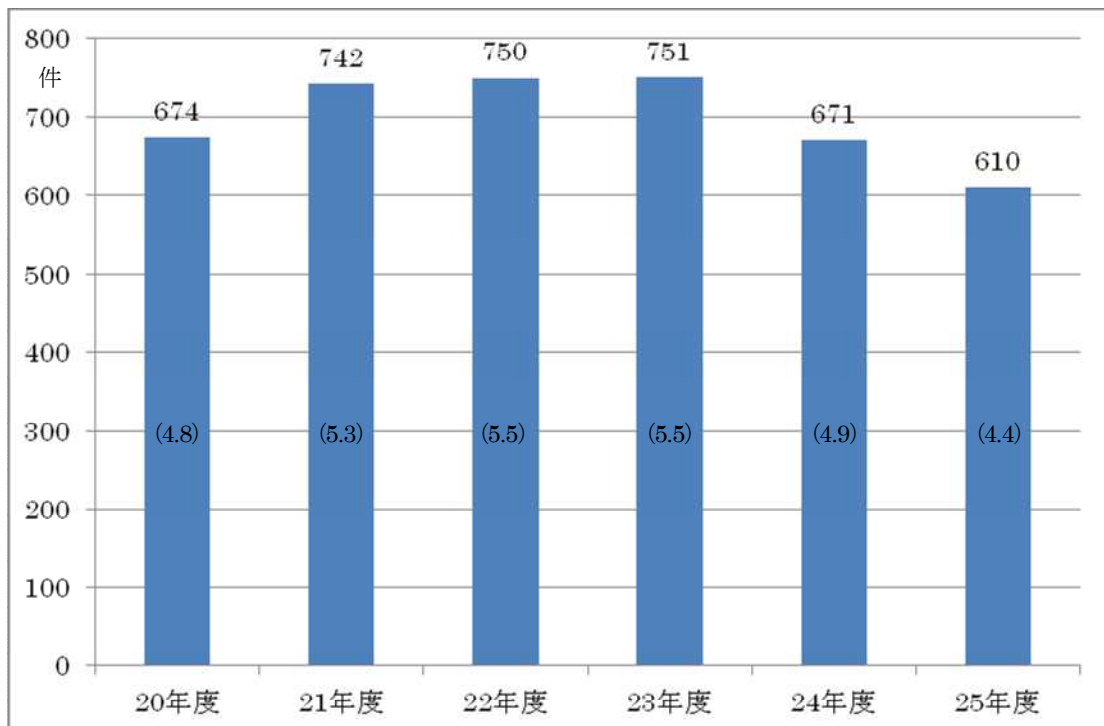
家庭と学校、地域がより緊密な連携を図り、子どもたちに対して思春期の性や健康に関する知識の普及・啓発を図ること、相談の場を提供すること、また、生命の尊さを教えることなど、思春期の心と身体の健全な成長を促すことが必要です。さらに、保護者をはじめ大人たちが、思春期の子どもたちの現状を理解し、大人としての接し方を考えることが重要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
10代の人工妊娠中絶実施率 (20歳未満女子人口千対)	4.4 (25年度)	減少を目指します

(関連データ)

20歳未満における人口妊娠中絶実施数の推移【千葉県】



注：()内は人工妊娠中絶実施率(20歳未満女子人口千対)

厚生労働省：衛生行政報告例

【施策の方向と具体策】

1 思春期保健対策を推進します。

- ①思春期の心身の発達に伴う変化、性や健康に関する正しい知識や情報を家庭、地域、学校が適切に提供し、それに基づいて子どもたちが自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けられるよう健康教育を行います。
- ②健康福祉センター（保健所）で実施されている思春期保健相談事業の一層の充実を図り、不登校、ひきこもりなど、思春期の心の問題を相談できる場を提供するとともに、子どもたちや周囲の大人が思春期の心の問題に適切に対処できる方法を身に付けられるよう支援します。
- ③県内企業に対して、社員研修の場を利用した子育て支援講座開催の働きかけや講座への講師派遣を行うとともに、社内掲示などに活用できる家庭教育支援に関する資料を配布し、企業と連携して、働く父親・母親に向けた家庭教育支援を行います。
- ④保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。
- ⑤子どもたちが、生命そのものに触れたり、生命を受け継ぎ、次につなげていくことの意義を理解できるような教育を行います。

2 家庭での教育を支援する環境づくりを推進します。

- ①男女がともに自分の体を守ることを知るため、また健康に子どもを生むための母体づくりのための教育を行います。
- ②学校、保健所、保健センターなど地域の各機関が連携し、子育て講座など、子どもの発達段階に応じた子育てや家庭教育の在り方を、親が学習することのできる機会を充実させます。
- ③父親の子育て講座への参加を促進します。
- ④職場においても家庭教育に関する学習が可能となるよう企業関係者と連携します。
- ⑤子育ての不安や悩みを持つ親に対し、保健、医療、保育など総合的な子育てに関する情報を小冊子やインターネットなどを通じ提供します。

事業名	事業の内容（担当課）
思春期保健対策事業	思春期の児童生徒やその家族等を対象に思春期特有の、身体や性、食生活、こころの問題に関する知識の普及・啓発を「思春期保健相談」や「思春期教室」等により図っていく。 (児童家庭課)
青少年を対象とするエイズ対策講習会の開催	青少年を対象にした性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、講習会を学校等において開催する。 (疾病対策課)
保健室健康相談研修会の開催	児童生徒の心身の健康に関する問題の解決について、公立小・中・高等学校及び特別支援学校の養護教諭を対象とした研修会を実施する。 (教育庁学校安全保健課)

学校から発信する 家庭教育支援プログラム普及啓発事業 (再掲)	<p>子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭の家庭教育力の向上を図るため、県内全ての保育所・幼稚園・小学校・中学校及び高等学校に配布された「学校から発信する家庭教育支援プログラム」について、現状に合うプログラムの見直しについての検討を行い、更新をしていく。状況に応じたプログラムの活用を促進するためにリーフレットを作成し啓発を図る。 (教育庁生涯学習課)</p>
企業と連携して取り組む家庭教育支援啓発事業 (再掲)	<p>県内の企業の協力を得て家庭教育支援資料の社内掲示や配布及び社内研修の場を活用した子育て支援講座の取組を通し、家庭教育の啓発を図る。 (教育庁生涯学習課)</p>
親力アップいきいき子育て広場 (再掲)	<p>子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどについては、県内の「子育て相談」に対応している機関等をまとめ、広く情報を提供する。 (教育庁生涯学習課)</p>

(5) 若者の自立・就労支援

(基本的な考え方)

子どもや若者が夢や生きがいを持って、大人として社会的にも経済的にも自立した生活を送ることができるよう支援します。

① 若者の自立のために

【現状と課題】

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子どもと若者を取り巻く環境は、大きく変化しています。とりわけ、携帯電話・インターネットの急速な普及は、子どもたちが性や暴力等の有害情報にさらされ、消費者トラブルに巻き込まれたり、犯罪の被害者や加害者にもなるという新たな問題を引き起こしています。

また、ニートやひきこもり、不登校・高等学校の中途退学問題、発達障害等の精神疾患など、子どもと若者の抱える問題は多様化・複雑化しています。特に、ニート等社会的自立に困難を抱える若者の自立をめぐる問題の背景には、不登校や中途退学等の問題を始めとした様々な問題が複合的に存在していると指摘されています。

子どもと若者が、心身ともにすこやかに育ち、社会的、経済的に自立していくためには、関係行政機関はもとより、家庭・学校・地域・企業等がそれぞれの役割や責任を果たしつつ、相互に協力、補完しながら、きめ細やかな健全育成施策の推進を図る必要があります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
公立高等学校における不登校・中途退学生徒の割合	不登校2.8% 中途退学1.5% (H25年度)	不登校・中途退学減少を目指します

【施策の方向と具体策】

1 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、関係機関・団体・NPOとの連携強化を図りながら、子ども・若者に関する総合的な施策を推進します。

①平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、(1)困難を抱える子ども・若者への支援体制の整備、(2)非行防止対策の推進、(3)子ども・若者を育成する地域力の強化、(4)子ども、若者を取り巻く有害環境の浄化、等の効果的な施策の推進を図ります。

2 不登校・中途退学生徒の学校復帰や将来の社会的自立に向けて、支援体制の充実を図ります。

- ①行政機関のみならず、ボランティアやNPO法人、医療機関等、関係機関や専門家が連携してネットワークを構築し、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。
- ②子どもや保護者の多様な悩みや問題に対し、きめ細やかな対応が図れるよう相談支援体制の充実を図るとともに、学校に行くことができない子どもたちの居場所づくりを推進します。

3 地域若者サポートステーション事業を通じて、無業の若者（ニート等）の職業的自立支援を推進します。

- ①職業的自立に向けた相談体制の充実を図ります。
- ②就職に向けた各種プログラムの提供を行います。
- ③若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ④保護者、地域住民、教育機関等との連携を図るため地域若者サポートステーションの周知に努め、支援機関への早期誘導を図ります。
- ⑤企業と若者の交流機会を設定するなど、若者の状態を理解した受け入れ企業の開拓を図ります。

4 社会的自立のための力を養う環境整備を進めます。

- ①各種の地域活動をおこし、年齢に応じた社会体験、自然体験、組織での活動を通じて、社会的自立のための能力の育成を図ります。

5 社会的自立のために、「自立し、考え、行動する消費者」となるよう支援します。

- ①消費者、消費者団体、事業者、事業者団体等を連携して、広く学習の機会や情報を提供し、悪徳商法の標的となりやすい若者の被害を防止し、経済行為の主体として「自立し、考え、行動する消費者」となるよう支援します。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の推進	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、困難を抱える子ども・若者への支援策を検討する。 また、「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」を設置し、専門相談員による電話相談を実施する。 (県民生活・文化課)
地域若者サポートステーション事業	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 (雇用労働課)
ふれあい心の友訪問事業	ひきこもりや不登校児童の家庭に、児童福祉司の指導のもと、大学生等のボランティア（メンタルフレンド）を派遣し、児童とのふれあいを通じて心の問題の解消と、児童福祉の向上を図る。 (児童家庭課)

スクールカウンセラー等の配置（再掲）	児童生徒の相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を小・中学校及び高等学校等に配置する。 （教育庁指導課）
消費生活講座への講師の派遣	広報誌やポスター、リーフレット等により若年層への情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努める。また、消費生活に関する講習会を実施する自治体、学校等へ講師を派遣し、「自立し、考え、行動する消費者」の育成を図る。 （生活安全課）
青少年相談員の活動の充実	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。 （県民生活・文化課）
青少年補導センター活動の充実	青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う各市の青少年補導センター及び各補導（委）員活動を充実・活性化するため、青少年補導（委）員大会や所長会議を開催するとともに、必要な支援を行う。 （県民生活・文化課）
青少年育成県民会議事業	青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と広い視野を持ち、未来の社会の担い手として健やかに成長するよう青少年健全育成市町村民会議、青少年育成団体、青少年育成指導者等と連携を図りながら青少年の健全育成に関する事業を展開する。 （県民生活・文化課）

② 学校教育におけるキャリア教育の推進

【現状と課題】

近年、社会のグローバル化や経済構造の急激な変化により、雇用形態の多様化・流動化が進む一方で、若者の社会人としての基礎的資質・能力の低下や勤労観・職業観の未熟さ等による早期離職や、ニートやフリーターの増加が社会問題として指摘されています。

こうした問題に対応するためには、子どもたちが社会に目を向けながら、学校での教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、学ぶ意欲を持ち、日々学んでいることを将来社会で役立てられるよう、しっかりと身に付けさせることが重要です。

そのためには、子どもたちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を学校の教育活動全体を通じて推進し、子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成することが求められます。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
公立小学校における職業に直接かかわる体験活動(職場見学等)の実施割合	100% (H26年度)	全ての学校での実施を継続します
職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合	中学校 97.9% 高校 88.3% (H26年度)	中学校全ての学校での実施を目指します 高校増加を目指します
子ども参観日キャンペーン参加団体(企業等)	18か所 (H26年度)	35か所

【施策の方向と具体策】

1 系統的なキャリア教育を推進します。

①学校における日々の教育活動全体を通じて、県の「キャリア教育の手引」などを活用し、働くことの意義や尊さ、学校における学習と「生きること」や「働くこと」との関連などを考えさせる質の高いキャリア教育を推進します。また、系統的なキャリア教育を通じて、子どもに目標を持たせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

2 実践、実習、現場体験や生活スキルに重点をおいた教育を推進します。

①小中学校においては、千葉県が多様な地域産業と連携を図り、職場見学や職場体験など社会体験の中で、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎・基本を身に付けられる教育を推進します。

- ②高等学校ではインターンシップをはじめとしたキャリア教育を推進します。
- ③専門高校では、大学・研究機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を目指します。

事業名	事業の内容（担当課）
高校生インターンシップ推進事業	高等学校において、近隣の事業所等での就業体験（インターンシップ）を通じて、実際的な知識・技能に触れることにより学習意欲を喚起するとともに、主体的な職業選択能力や高い職業意識を育成する。（教育庁指導課）
キャリア教育推進事業	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術、就業を体験する講座を開設したり、子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施したりするなど、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。（教育庁生涯学習課）

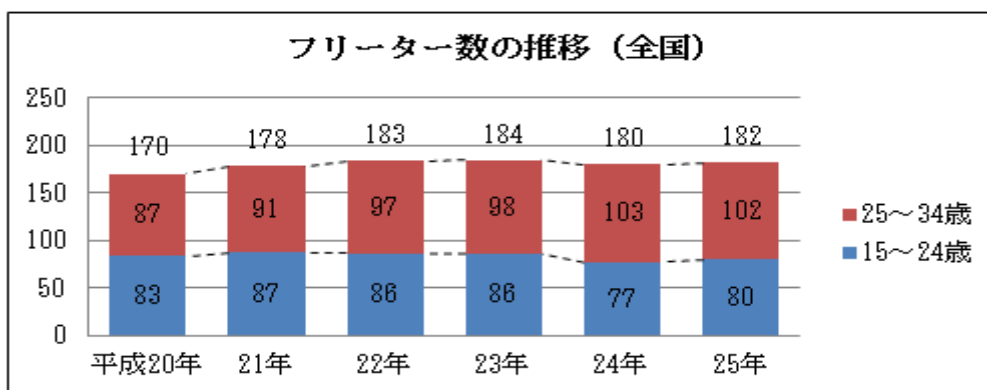
③ きめ細やかな就労支援の推進と充実

【現状と課題】

若者を取り巻く雇用環境は、大学生の就職の状況など一部で改善傾向が見られるものの、失業率や早期離職率が高水準で推移するとともに、フリーターについては、平成21年以降180万人前後で推移しており、依然として厳しい状況が続いています。

教育、能力開発、就業支援等幅広い分野にわたり、地域社会や教育分野、産業界等が連携して、若者のキャリアアップが図れるよう就業に関する総合的支援を行い、次代を担う若者が適性及び希望に沿った職に就き、仕事を通じて職務能力を向上できるように支援することが求められています。

(関連データ)



(注) フリーターの定義は、15歳～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚者のうち、以下の者の合計。

①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者

②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態「パート・アルバイト」の者

平成26年版厚生労働白書

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
ジョブカフェちばを通じた就職決定者数	4,771人 (H26年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

1 ジョブカフェちばを活用し、若者の就業支援を推進します。

- ①ジョブカフェちばにおいて、職業観の養成から、職業能力の向上、併設のハローワークによる職業紹介まで、若者が仕事に就くまでのサービスをワンストップで提供していきます。
- ②キャリアカウンセラーが、若者一人ひとりの個性や適性に応じた仕事や進路について継続的に相談に応じるなど、きめ細かな支援を行います。
- ③市町村や地域の企業、学校等との幅広い連携、協力のもと、各種セミナーや若者と企業の交流事業など、若者の就業につながる実効性の高い事業を実施します。

事業名	事業の内容(担当課)
ジョブカフェちば 事業	若者の就業支援・人材育成を目的に、ジョブカフェちばにおいて、専門のキャリアカウンセラーが一貫した就業支援を行うとともに、関係機関の連携によりセミナーや若者と企業との交流イベントなどを実施する。 (雇用労働課)

④ 多様な職業能力開発の推進

【現状と課題】

若者を取り巻く雇用環境は、求人の減少、完全失業率の悪化、非正規労働者の雇い止めの増加など引き続き厳しい状況にあります。特に、ニートやフリーターなど職業スキルを積む機会が得られなかった若者は、本人に意欲があっても就労、特に、正規雇用としては難しい状況にあります。

また、ニートやフリーター等の若者一人ひとりの生き方や就労に対する考え方は様々であり、職業スキルを積むための職業能力開発に関するニーズも多様となっています。こうしたニーズを的確に汲み取り、それに応じた職業能力開発の実施やそれを支援するための情報提供やキャリア・コンサルティングを受ける機会の提供等が求められています。

【施策の方向と具体策】

1 若者のニーズに合う多様な訓練を展開します。

- ① 県立高等技術専門校では、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。
- ② 再就職をしようとする若者に対して、短期間で就業のための職業能力が身につくよう大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して介護、保育、IT、経理、建設など様々な分野の職業能力開発の支援を推進します。

2 安定的な就業につながらない若者が、就業しやすいように職業能力開発の支援を推進します。

- ① 若者の実践的・効果的な職業能力開発を支援するため、企業現場における実習訓練と教育訓練機関における座学を連結させた教育訓練であるデュアルシステム訓練を実施します。

3 若者のキャリア形成を支援します。

- ① 職業能力開発等に関する情報の適切な提供、キャリア・コンサルティングを受ける機会の提供等を通じ、若者のキャリア形成を支援します。

事業名	事業の内容(担当課)
県立高等技術専門校の設置・運営事業	県立高等技術専門校において、新規卒業生をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。 (産業人材課)
離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練(デュアルシステムを含む)を実施する。 (産業人材課)
「未来の名工」チャレンジ事業	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小中学生、高校生等を対象に高等技術専門校において、様々なものづくり体験コースを実施する。 (産業人材課)

4 一人の人として大切にしたい

障害のあるなしに関わらず、また、保護者等からの虐待に苦しむことなく、誰もがありのままに楽しく暮らせる社会を目指します。

(1) 児童虐待の防止

(基本的な考え方)

児童虐待の未然防止から発見、対応、家族関係支援まで切れ目のない支援を展開し、市町村や児童相談所等の相談体制やその機能を強化・拡充することで、社会全体で虐待を生み出さない環境づくりを目指します。

① 未然防止

【現状と課題】

児童虐待は、子どもの心身に重大な影響を及ぼす行為であり、家庭にとっても深刻な事態を引き起こす恐れがあります。児童虐待の件数は年々増加し、千葉県内の児童虐待相談対応件数についても、平成22年度には2,958件であったものが、平成26年度には5,959件と倍増しています。

増加する児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが最も重要です。そのためには、育児不安を抱える保護者等が地域から孤立することを防ぎ、社会全体で子育てを支え合っていく地域づくりを進める必要があります。

子育ての悩みを気軽に相談できる場の確保や子育て支援サービスの活用等により育児負担の軽減を図るとともに、自発的に子育て支援サービスを利用しない家庭に対しても、訪問型のきめ細やかな支援等により、すべての家庭に支援の手を差し伸べていくことが必要となっています。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	48市町村 (H26年度)	全市町村
養育支援訪問事業の実施市町村数	26市町村 (H26年度)	全市町村

【施策の方向と具体策】

1 母子保健活動と連携し、児童虐待を未然に防止します。

①児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られます。妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、「母子保健虐待予防マニュアル」の活用を推進するとともに、実践的な研修を行います。

②市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等に関わる母子保健推進員等へ研修を行い、訪問者の資質の向上を図る等、訪問支援活動の推進を図ります。

2 育児の孤立化を防止し、必要な支援につなげるための効果的な情報提供を行います。

①誰もが必要な時に、必要なサービスを利用できるよう、ニーズにあった情報提供を効果的にいき、積極的な利用を促進します。

3 地域ネットワークの構築により、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。

①行政機関のみならず、ボランティアやNPO法人、医療機関等、関係機関や専門家が連携してネットワークを構築し、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。

②地域ネットワークを活用し、支援を求めない家庭に対しても、必要に応じて、アウトリーチによる継続的な支援を実施できる仕組みづくりを推進します。

4 児童虐待防止に関する広報啓発を実施し、県民の意識の高揚を図ります。

①ひとりでも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、自発的に相談や通告ができるよう、オレンジリボンキャンペーンを実施します。

事業名	事業の内容(担当課)
母子保健指導事業 (再掲)	母子保健関係職員の資質を向上するため、また、母子保健における推進員活動の意義を啓発し、母子保健の推進について協力を得るため、研修会を開催する。 母子保健施策の総合的かつ効果的な実施及び今後の母子保健施策のあり方について検討し、関係諸施策との調整及び関係機関との連携を図るため、母子保健連絡協議会(市町村)・母子保健推進協議会(保健所)等を開催する。 (児童家庭課)
関係機関の体制の強化	通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに、各機関同士の連携強化を行う。 ・虐待相談を行う市町村職員(母子保健担当者を含む)等への研修の充実 ・関係機関連携強化のための各種会議の開催 (児童家庭課)
警察と児童相談所等の連携強化	警察と児童相談所等の連携を強化し、保護措置等の万全を図る。 (県警少年課)
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	専門的人材の確保が困難な市町村に学識経験者や精神科医等の専門家を派遣して「要保護児童対策地域協議会」の実効性を高め、関係機関連携のネットワークの充実強化を図る。 (児童家庭課)
主任児童委員研修事業(再掲)	地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児童委員に対し、研修を実施し、資質向上を図る。 (児童家庭課)
児童虐待防止に向けた啓発活動	児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。 (児童家庭課)

② 早期発見・早期対応

【現状と課題】

児童虐待を早期に発見し、迅速に対応することが子どもや保護者にとって最も大切なことです。

児童虐待の早期発見・早期対応は、児童相談所等の専門機関のみで解決できる問題ではなく、市町村との協働による関係機関連携のネットワークの構築が不可欠です。

平成27年3月現在、「要保護児童対策地域協議会」は県内53市町村で設置され、関係機関や関係者が情報や考え方を共有しながら、適切な連携の下、対応を図っています。県内の全市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置されるよう推進するとともに、既設の協議会の機能の強化を図ることが必要です。

また、虐待に対し適切な対応をとるためにも、児童相談所、市町村、学校、医療機関、保育所、警察など関係機関との連携体制を十分にとることが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
「要保護児童対策地域協議会」の設置市町村数	53市町村 (H26年度)	全市町村

【施策の方向と具体策】

1 児童虐待の早期発見を促します。

- ①児童虐待に対する社会的関心を喚起し、早期発見につなげるために、様々な機会を通して広報・啓発を行います。
- ②施設入所児童等への虐待を防止し、子どもたちが安心して生活を送れるよう、子どもたちの意見をくみ上げる仕組みを充実します。

2 相談機能の強化及び相談支援体制の整備・拡充を図ります。

- ①児童相談所及び施設の職員数を充実し、相談体制や機能を強化します。
- ②児童相談所職員の専門性を強化するための研修を充実します。
- ③子育ての悩みを傾聴する専門の電話相談や、日常的に相談を受けている民間の相談機関を支援します。

3 ネットワークの構築を推進し、効果的な対応を図ります。

- ①児童虐待の早期発見とその対応に不可欠なネットワークを実効力のあるものとするため、児童相談所、女性サポートセンター、学校、保健センター、福祉事務所、警察などとの連携を深めます。
- ②市町村に対しては、要保護児童対策地域協議会等ネットワークの実効性を高め、情報の共有等を行いながら、発見・通告・具体的な支援ができるよう推進します。
- ③乳幼児健診や学校の集団検診等において、医師・歯科医師と関係機関が連携して虐待の早期発見に努めます。

事業名	事業の内容(担当課)
児童虐待防止に向けた啓発活動(再掲)	児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。(児童家庭課)
子どもの権利ノートの作成(再掲)	子どもの権利・参画のための研究会が提言した「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」にある「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること(生存)、守られること(保護)、育つこと(発達・成長)、参加すること(参画)に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、施設入所児童等に配布する。(児童家庭課)
児童相談所の体制強化	児童相談所の体制を強化し、総合的な対策の推進を図る。 ・児童虐待等電話相談 ・児童虐待対応協力員の配置 ・心理療法担当職員の配置 ・保護者へのカウンセリング指導実施 ・家族関係支援 等 (児童家庭課)
児童相談所の専門性の強化	児童相談所の専門性を強化し、関係機関への助言機能の強化を図る。 ・児童相談所職員の専門性を強化する研修の実施 ・高度かつ困難事例に対応するため、弁護士・医師・臨床心理士等専門家の助言等を受けられる体制の整備 等 (児童家庭課)
関係機関の体制の強化(再掲)	通告窓口となる市町村等関係機関の支援体制を強化するとともに、各機関同士の連携強化を行う。 ・虐待相談を行う市町村職員(母子保健担当者を含む)等への研修の充実 ・関係機関連携強化のための各種会議の開催 (児童家庭課)
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲)	専門的人材の確保が困難な市町村に学識経験者や精神科医等の専門家を派遣して「要保護児童対策地域協議会」の実効性を高め、関係機関連携のネットワークの充実強化を図る。(児童家庭課)
主任児童委員研修事業(再掲)	地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児童委員に対し、研修を実施し、資質向上を図る。(児童家庭課)
児童相談所支援システム整備事業	児童相談所職員が児童相談に迅速かつ漏れなく対応できるよう、IT化による児童相談業務の改善を図り、児童相談所支援システムの適切な運用管理及び必要な機能追加を行う。(児童家庭課)
児童虐待死亡ゼロに向けた抜本的な対策の検討	社会福祉審議会に設置した社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」において児童虐待死亡ゼロに向けた抜本的対策の検討を行う。(児童家庭課)
児童家庭支援センター事業	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、助言、指導その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託による指導を行う。また、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携し支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。(児童家庭課)

DV被害者の子どもへのケア	DV被害者の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴する子どもたちの心のケアを行っている。また、子どもルームや学習室を整備しており、子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図る。 (男女共同参画課)
中核地域生活支援センター事業（再掲）	子ども、障害者、高齢者など対象者の別にとらわれず、24時間・365日体制で福祉に関する総合相談や福祉サービスのコーディネート等を行う。 (健康福祉指導課)
児童虐待防止医療ネットワーク事業	児童虐待の早期発見及び深刻化を未然防止するため、千葉県こども病院に委託し、中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応のネットワーク作りや保健医療従事者の教育等を行い、医療機関における児童虐待対応の向上を図る。 (児童家庭課)

③ 虐待を受けた子どもと親への在宅支援

【現状と課題】

虐待を受けた子どもたちの多くが、大人との基本的な信頼関係を築く最も重要な時期に、大人との愛着関係が十分に育まれず、心身に深い傷を抱えています。

児童相談所では、虐待を受けた子ども（被虐待児）の心理的ケアや家族関係支援を行っており、社会的自立までを支援しています。

また、民間の相談機関などにおいても、被虐待児や虐待をした親を支援する様々な体制があり、児童相談所や関係機関と連携しながら、さらに強化していく必要があります。

被虐待児や虐待をした親への支援については、児童相談所や児童福祉施設など専門的な機関における支援が極めて重要ですが、子どもが地域の中で生活できるように、市町村や学校、保健センターなどのネットワークによる地域力を発揮して家庭を支えていくことも重要です。

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
児童家庭支援センターの設置数	7か所 (H26年度)	11か所

【施策の方向と具体策】

1 虐待を受けた子どもや虐待をした親への相談支援体制の強化を図ります。

- ①子どもとの関係に悩み苦しむ親がいつでも相談でき、悩みを傾聴してもらえる常設の相談体制を確立します。
- ②関係機関の連携強化を図り、要保護児童の相談・生活支援・権利擁護に関する地域のネットワークを構築します。
- ③児童虐待等により、情緒障害を有する子どもへの専門的なケア体制の充実を図ります。
- ④家族関係支援のためのカウンセリングや指導プログラムを用意し、個別の支援を充実します。
- ⑤児童家庭支援センターの設置を促進し、専門的な知識及び技術を活用した必要な援助を行います。また、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携し支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
子ども・家庭110番事業	子ども等のいじめや子育ての不安など、子どもに関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じる。 (児童家庭課)

被虐待児等訪問心理療法等事業	心理療法担当職員が配置されていない児童養護施設に心理療法担当職員を派遣して、被虐待児童等への心理的ケアを行う。 (児童家庭課)
被虐待児童等へのグループ指導事業	被虐待児童及び保護者に対して精神科医や心理療法担当職員等によるグループ指導を行い、虐待の再発防止や被虐待児童の心身の健全な発達を促す。 (児童家庭課)
保護者カウンセリング強化事業	児童虐待を行う保護者に対して、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科医の協力を得て保護者の抱える問題等へのカウンセリングを行う。 (児童家庭課)
家族関係支援事業	家族関係支援プログラムの実施にあたるため、精神科医師やスーパーバイザー等専門家を活用した支援を行う。 (児童家庭課)
中核地域生活支援センター事業(再掲)	子ども、障害者、高齢者など対象者の別にとらわれず、24時間・365日体制で福祉に関する総合相談や福祉サービスのコーディネート等を行う。 (健康福祉指導課)
児童家庭支援センター事業(再掲)	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、助言、指導その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託による指導を行う。また、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携し支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。 (児童家庭課)

(2) 要保護児童への支援

(基本的な考え方)

要保護児童の受け皿を整備するとともに、家庭的な雰囲気の中での養護体制の充実を図り、子どもたちの最善の利益を尊重しながら、社会への自立に向けて平等な機会が確保されるような体制づくりを目指します。

① 施設機能の見直し・施設の整備

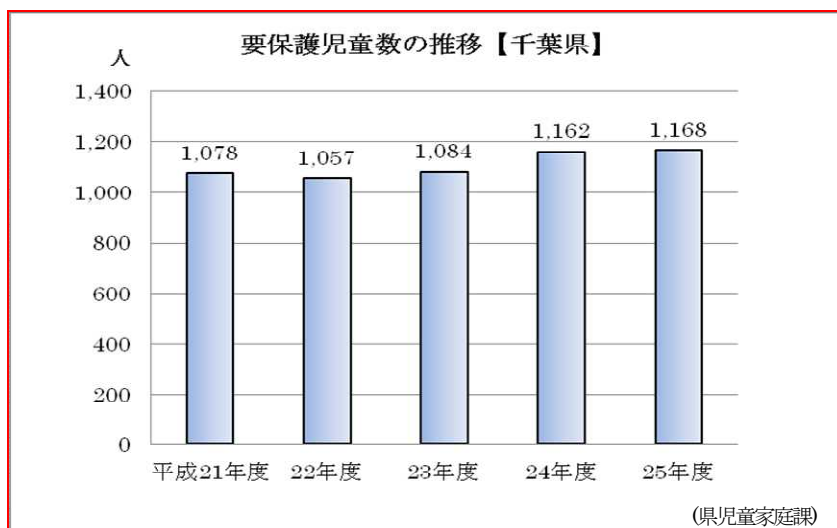
【現状と課題】

近年の児童虐待相談対応件数の増加に伴い、社会的養護を必要とする子ども（以下「要保護児童」という。）の数も増加しています。平成21年3月末現在1,078名であった要保護児童数は、平成26年3月末現在1,168名となり、ここ数年で100名近くも増加しています。

現在、要保護児童の多くが、児童養護施設などの入所施設や里親等へ措置されていますが、入所児童数は満員の状態が続いており、要保護児童の受け皿整備が必要となっています。

また、虐待等により保護を要する子どもに心理的ケアや治療を行いながら、健やかな成長と発達を見守り、社会的に自立していくまで支援するためには、施設における家庭的養護を推進するとともに、職員の資質や専門性の向上を図り、よりきめ細やかに子どもの発達を保障していく体制を整える必要があります。

(関連データ)



(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
地域小規模養護施設の設置数	12か所 (H26年度)	21か所
目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
自立援助ホームの設置数	4か所 (H26年度)	7か所

【施策の方向と具体策】

1 施設形態等の見直しにより、要保護児童対策の充実・強化を図ります。

- ①家庭的な雰囲気の中での養護体制を導入し、子どもたちの生活の質の向上を図るため、小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の整備などの施設のケア形態の小規模化を図ります。
- ②県立児童福祉施設は、老朽化、狭隘化が進んでいることから、将来のあり方に関する外部有識者による提言等を踏まえ、総合的な検討を行い、計画的な整備を推進します。
- ③児童虐待の増加に対応するため、既存の児童相談所を整備するなど、児童相談所の機能強化を図ります。
- ④要保護児童の受け皿整備を図るため、民間児童養護施設・乳児院の整備や改修を促進します。
- ⑤施設のケア形態の小規模化に対応できるよう、職員の配置基準等について検討します。

2 保護機能の充実を図ります。

- ①児童虐待をした保護者に対して、司法介入による親子分離を含め、他の機関との連携の上、子どもに的確な支援をします。
- ②施設退所後の子どもたちや、心に深く傷を受けてうまく社会に適応できない子どもたちを自立するまで支援する自立援助ホームの設置を推進するとともに、就労支援を充実します。
- ③児童虐待により、心身に深い傷を負い、人間関係に困難を抱える等、心理的ケアや治療が必要な子どもたちを支援するため、情緒障害児短期治療施設等の専門的支援体制の整備を行います。

3 地域支援体制を充実します。

- ①施設に入所している子どもの大学、専門学校等への進学を支援します。
- ②民生委員、主任児童委員、NPO法人などの地域力を活かして、虐待を受けた子どもを家庭や地域に返すための支援の充実を図ります。

4 施設養護の質の向上を図ります。

- ①施設に入所している子どもの多くは、より専門性の高いケアが必要となるため、関係職員向けの研修を行うほか、外部研修への参加に要する経費を支援することで、職員の資質の向上を図ります。

②施設等における第三者評価の実施を促していきます。

事業名	事業の内容(担当課)
生実学校の機能強化	施設退所前の児童への自立支援の必要性が高まっていることから、県立児童自立支援施設の生実学校の自立支援体制の強化について検討する。 (児童家庭課)
情緒障害児短期治療施設の設置	特別な個別的ケアや医療的ケアが必要な児童の増加に対応するため、情緒障害児短期治療施設を設置する。 (児童家庭課)
民間児童養護施設・乳児院の整備促進	要保護児童の受け皿整備を図るため、民間児童養護施設・乳児院の整備を促進する。 (児童家庭課)
地域小規模児童養護施設等の整備促進事業	小規模・家庭的な環境のもと、近隣住民との関わりの中で、児童の社会的自立を促進するため、民家・アパート等を活用した地域小規模養護施設等の設置を促進する。 (児童家庭課)
一時保護所児童処遇改善促進事業	児童相談所の一時保護所に、非常勤の心理療法担当職員を配置することにより、児童虐待等により一時保護された児童への心理的ケアを行う。 (児童家庭課)
児童自立生活援助事業の促進	義務教育終了後、児童福祉施設を退所し、就職する児童等は、近年の経済情勢の悪化などに伴う就職難もある中、厳しい環境におかれている。こうした児童等と起居をともにしながら就職先の開拓や、日常生活上の相談援助等を行い、社会的自立を支援する「自立援助ホーム」の設置促進を図る。 (児童家庭課)
主任児童委員研修事業の実施	地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児童委員に対し、研修を実施し、資質向上を図る。 (児童家庭課)
施設生活等評価委員会事業	児童福祉施設に入所している児童等の人権擁護と適切な福祉サービスの確保又は入所児童等からの苦情等に関する適正で円満な解決を促進するために、千葉県児童福祉施設協議会が設置する施設生活等評価委員会に対して助成する。 (児童家庭課)
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	児童養護施設等において、被虐待児や障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、児童に対するケアの充実を図り、職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的として、外部研修参加に要する経費を支援する。

② 里親制度の推進を図るために

【現状と課題】

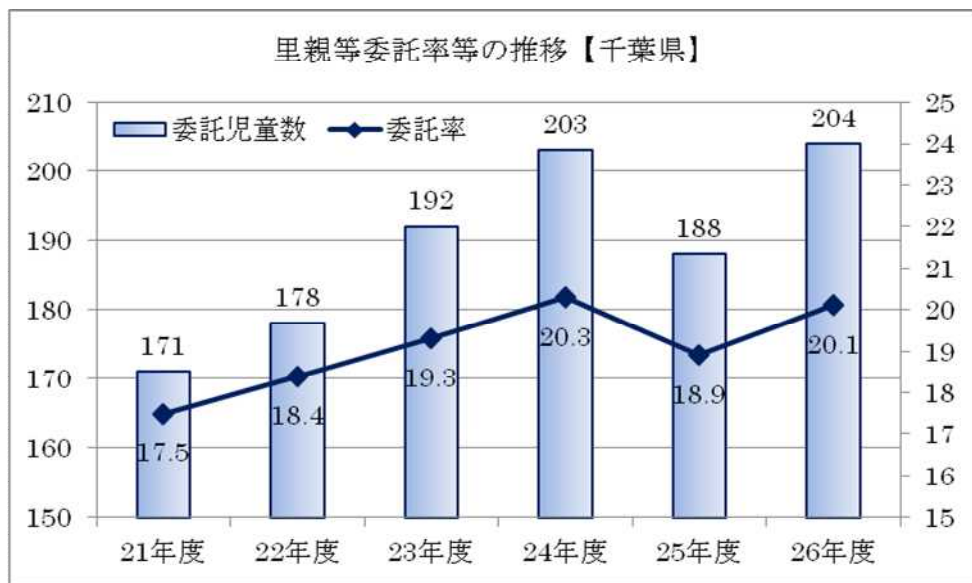
虐待などを受けた子どもの社会的自立のためには、児童の特性に応じた専門的な支援とともに家庭的な養育が必要です。要保護児童が地域の中で、より家庭的な生活を送るために、里親への登録・委託の拡大を図ることが必要です。

里親については、登録数が増加してきており、委託児童数も施設措置児童数と比較して平成26年度末には20.1%となっています。

里親制度は平成21年4月の制度改正により、養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親になるには研修を受講することが一定の要件になるなど、それまでの制度を見直すとともに、都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、里親制度の推進を図ってきました。今後はこれらの制度を十分活用し、新たな里親の確保と養育技術を向上させることが必要です。

また、平成21年度に創設されたファミリーホームは養育者の住居において児童の養育を行う制度であり、家庭的養育を促進するため、更なる拡大を図ることが必要です。

(関連データ)



(県児童家庭課)

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
要保護児童の里親等委託率	20.1% (H26年度)	20.9%

【施策の方向と具体策】

1 里親制度の推進を図ります。

- ①里親制度についての理解を深める広報等の充実を行い、新たな里親やファミリーホーム

ムの拡大を図ります。

②同じ社会的養護である里親養育と施設養育が、相互に連携していけるような体制を促進します。

③児童福祉施設で里親の育成や研修を行うなど、里親制度の推進を図ります。

2 里親の相談支援体制の充実を図ります。

①委託児童の適切な養育を確保するため、委託児童の養育等に関する相談に応じる里親支援専門相談員の配置を促進します。

②里親間及び関係機関のネットワークづくりを推進します。

3 里親の養育技術の向上を図ります。

①児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を養育する専門里親の充実を図るため、法改正により受講が義務付けられている養育里親への研修を活用し、養育技術の向上を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
里親制度の周知啓発	里親制度への理解を深め、特に虐待により心身に深く影響を受けた児童を養育する里親の充実を図るため、広報・啓発活動を実施し、里親制度の普及を図る。 (児童家庭課)
登録里親の拡充と制度の充実	①里親委託推進・支援等事業 民間事業者に委託し里親委託等推進員を配置するとともに、「里親委託等推進委員会」を設置し、委託前から里親との交流を持ち、関係機関と連携することで里親委託を円滑に進める。また、里親家庭への訪問等により生活援助や相談援助を行い里親の負担軽減を図る。 ②里親養育相互援助事業(里親サロン) 里親が児童相談所等に集い、里親相互の交流を実施することで、里親の精神的負担の軽減を図るとともに、児童福祉司等の援助のもとに子どもの養育技術等の向上を図る。 ③里親制度充実事業 委託児童の適切な養育を確保するために、委託児童の養育等に関する相談を実施するため各児相に里親対応専門員(嘱託)を配置する。 (児童家庭課)
養育技術向上のための研修の実施	養育里親の登録のために義務付けられた養育里親研修(基礎研修、認定前研修)及び里親の養育技術を向上させるための研修等(応用研修)を実施し、養育技術の向上を図る。 (児童家庭課)
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム事業)	児童間の相互活用を活かしつつ、家庭的な環境の下で、相当の経験を有する養育者により、きめ細やかな養育を行う。ファミリーホーム事業の充実と設置促進を図る。 (児童家庭課)

(3) 障害のある子どもへの支援

(基本的な考え方)

次代を担う子どもが、障害のあるなしにかかわらず、誰もがありのままに生活でき、必要に応じて十分な支援を選択することが可能な社会の構築を目指します。

① 障害のある子どもと親への支援

【現状と課題】

子どもの時代は、出産期、乳幼児期、就学期、学齢期、青年期など成長に伴い育ちの場が大きく変化していきますが、特に障害のある子どもやその家族にとっては、ライフステージの変化に伴い、関わる制度や支援を行う者が大きく変わるため、支援の一貫性が途切れてしまうという大きな課題があります。

また、ひとくちに障害のある子どもと言っても、その子どもや家族の抱える課題は多様であることから、障害特性や家族の抱えるニーズに即した総合的な支援を行っていくことが必要です。

さらに、障害があっても、できるだけ身近な地域で暮らしていけるように、障害のある子どもやその家族にとって、身近な地域単位での支援体制を構築していくことが必要です。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
障害児短期入所指定事業の定員数	414人 (H27年4月)	増加を目指す
放課後等デイサービス指定事業者数	307か所 (H27年4月)	増加を目指す

【施策の方向と具体策】

1 子どものライフステージを通じた一貫した支援を行います。

- ①第五次千葉県障害者計画（H27～29）に基づき、障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制を構築するため、情報伝達ツールの整備などを推進します。
- ②在宅支援機能の強化により、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。

2 専門的支援体制の整備を図り、早期発見・早期対応に努めます。

- ①保育所や幼稚園において、職員の気づきの能力を高めるため、専門職などで組織した指導チームが実際に巡回し、職員に対して技術的な支援を体系的に実施します。
- ②健診未受診者の把握と保健指導の実施について、市町村への働きかけを行います。

3 身近な地域単位での支援体制を構築します。

- ①親の育児負担を軽減するため、早い時期からの親への支援、短期入所や療育などのレスパイトサービス等を充実します。
- ②障害のある子を持つ親が、子どもの発達や家族生活の将来への見通しが持てるように支援する場を用意します。

4 障害特性を踏まえた、きめ細やかな支援を行います。

- ①自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向を持つ子どもと親に対し、乳幼児期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。
- ②医療ニーズの高い障害のある子どもに対し、医療系サービスと福祉系サービスが一体的に提供できるような仕組みづくりを行い、在宅での支援体制の構築を目指します。

事業名	事業の内容(担当課)
ライフサポートファイルの普及	ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報伝達ツールとして「ライフサポートファイル」の普及を推進する。 (障害福祉課)
療育支援コーディネーターの配置	療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域または市町村ごとを目安に推進する。 (障害福祉課)
障害児短期入所の充実	家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間施設に受け入れるショートステイを充実する。 (障害福祉課)
特別支援教育フレッシュサポート事業	特別支援学校や小・中学校等において障害のある児童生徒等に対する支援を行うため、協力大学との連携の下、学校生活等の支援を行う学生ボランティアを派遣する。 (教育庁特別支援教育課)
発達障害児への支援	千葉県発達障害者支援センター（CAS）において、自閉症児等発達障害を有する子ども及びその家族や関係者からの相談や、関係機関等に対する発達障害支援に係る普及・啓発等を行い、専門性と広域性を活かした支援を行う。 (障害福祉課)
障害児等療育支援事業	障害保健福祉圏域ごとに実施事業者を指定し、福祉、保健、保育、医療等の専門家による巡回訪問療育相談事業を実施しており、障害のある子どもの在宅における福祉の向上に努める。 (障害福祉課)
放課後等デイサービス等の充実	障害のある子どもに通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。 (障害福祉課)
重症心身障害児への支援	日常的に医療的ケアや配慮を必要とする重症心身障害児に対し、通所支援や短期入所の実施、福祉・医療分野における横断的な連携体制の構築等により、在宅での生活を支援する。 (障害福祉課)

② 地域で共に暮らすことができるように

【現状と課題】

障害のある子どもの通園、通学、就業には依然として厳しい現実があります。地域で、共に暮らし、共に学ぶために必要とする支援基盤が脆弱であり、さらに地域間での格差が存在しています。また、特別支援学校の過密状態の解消が喫緊の課題となっています。

障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備する必要があります。このため、保育所、幼稚園において障害のある子どもの受け入れ体制・支援体制を整備し、また、地域の小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重して共に学ぶ機会を整えていくことが重要です。子どもたち一人一人のライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関のネットワークを構築します。その際、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ります。

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年)	目標(H31年)
療育支援を実施している保育所等の数	64か所 (H27見込み)	増加を目指します
幼小中高の個別の指導計画作成率(注1)	83.8% (H26年度)	88.0%
幼小中高の個別の教育支援計画作成率(注2)	64.8% (H26年度)	80.0%
高等部本科卒業生の就職希望者の就職率	92.7% (H26年度)	92.5%

(注1) 個別の指導計画・・・学校の教育課程において、幼児、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

(注2) 個別の教育支援計画・・・在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール(道具)となる計画。

【施策の方向と具体策】

1 保育所・幼稚園等で障害のある子どもの受け入れを促進し、共に学び、共に成長する環境を整備します。

- ①保育所・幼稚園等が、障害のある子どもを受け入れできる体制の整備を図ります。
- ②障害児を受け入れている保育所、幼稚園、認定こども園における、地域住民の子どもなどに対する療育支援への取組を実施します。
- ③放課後児童クラブへの障害のある子どもの受け入れを推進します。

- ④学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症児等の発達障害児等に対する乳幼児期からの支援体制を確立し、保育所・幼稚園等での受け入れを推進します。

2 連続性のある多様な学びの場の整備と支援の充実を図ります。

- ①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、連続性のある多様な学びの場の環境整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。
- ②特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による幼稚園・小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

3 地域で共に学び育つ教育を推進します。

- ①特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流や共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます

4 特別支援学校の計画的な整備を進め、機能の充実を図ります。

- ①特別支援学校に通学を希望する児童生徒の増加による学校の過密状態の解消を進めるとともに、安全で適切な教育環境の整備、充実を促進します。

事業名	事業の内容(担当課)
放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもを受入れるための体制を整備するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し補助する。 (児童家庭課)
特別支援教育経費補助事業	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 (学事課)
早期の教育相談支援体制の整備	障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談支援の充実のため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を行う。 また、就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援のため、市町村教育委員会が行う就学相談における、県教育委員会からの必要な情報提供等を行う。 (教育庁特別支援教育課)

特別支援教育コーディネーター研修の実施	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的機能の一層の充実を図る。また、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の特性や支援のあり方等を学ぶとともに、実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。(教育庁特別支援教育課)
特別支援学校教員企業実習	障害者就労促進事業の一環として、生徒に対して適切な就労支援ができるように、特別支援学校教員を対象に企業実習を行い、高等部生徒の職業自立に向けた教員の資質向上と、障害者の就業に関するネットワーク体制の確立及び就業支援の一層の充実を図る。(教育庁特別支援教育課)
特別支援学校早期訓練（委託訓練）	障害者高等技術専門学校において、特別支援学校高等部3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得を図る。(産業人材課)
特別支援教育フレッシュサポート事業（再掲）	特別支援学校や小・中学校等において障害のある児童生徒等に対する支援を行うため、協力大学との連携の下、学校生活等の支援を行う学生ボランティアを派遣する。(教育庁特別支援教育課)
特別支援学校等整備事業	特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密状態の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実化を図る。 (教育庁財務施設課・県立学校改革推進課)

5 生まれ育った環境に左右されないで成長していきたい

(1) 子どもの貧困対策の総合的な推進

(基本的な考え方)

生まれ育った環境に左右されず、子どもが夢と希望をもって成長していける社会を実現するため、子どもたちの生育環境を整備や、教育を受ける機会の均等、生活の支援や保護者への就労支援などに取り組みます。

① 子どもの貧困対策についての計画の推進

【現状と課題】

全国の子どもの貧困率は、平成25年国民生活基礎調査で16.3%となっており、6人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしているとの結果となりました。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

また、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や、子どもの貧困対策も関する事項などを取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が、平成26年8月に閣議決定されました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないためには、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育をうける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に進める必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 子どもの貧困対策を総合的に推進します。

- ①平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、(1)教育の支援、(2)生活の支援、(3)保護者に対する就労の支援、(4)経済的支援等の具体的な施策の推進を図ります

事業名	事業の内容(担当課)
千葉県子どもの貧困対策推進計画の推進	すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、平成27年策定「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を推進する。 (健康福祉指導課)